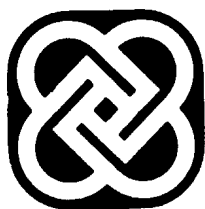




文学
24

南條範夫



武士道残酷物語
月影兵庫

河出書房

カラー版国民の文学 24 南 條 範 夫



1968©

監 修

大 佛 次 郎 川 口 松 太 郎
海 音 寺 潮 五 郎 村 上 元 三
松 本 清 張

昭和四十三年十二月二十日初版印刷
昭和四十三年十二月二十五日初版発行

定 価 六 五 〇 円

著 者 南 條 範 夫

発行者 中 島 隆 之

印刷者 多 田 基

装幀者 亀 倉 雄 策

印刷 多 田 印 刷 株 式 会 社

製 本 和 田 製 本 株 式 会 社

本文用紙 本 州 製 紙 株 式 会 社

クロース 日 本 ク ロ ス 工 業 株 式 会 社

発行所 東京 都 千 代 田 区 株 式 河 出 書 房 新 社
神 田 小 川 町 三 ノ 六 会 社
電 話 東 京 (2 9 2) 三 七 一 一 (大 代 表) 振 替 東 京 一 〇 八 〇 二

落丁本・乱丁本はお取替えいたします

目次

南條範夫

武士道残酷物語

月影兵庫

年譜	大衆文学研究会	四九
解説	尾崎秀樹	四五
口絵	中尾進	
挿絵	中尾進	
月影兵庫	御正伸	
武士道残酷物語		

南
條
範
夫

武士道残酷物語
月影兵庫

武士道残酷物語

被虐の系譜

一

信州矢崎^{ししほり}の藩主堀氏は、領地わずか一万八千石の微々たる大名である。慶長十二年その地に封ぜられてから、明治維新後の廃藩置縣^{はいはんちけん}に至るまで、少くも公的には何ら特筆すべき事件もなく、社稷^{しゃいく}をまっとうし得た。

わずかに、それが世人の注目の的となつたのは、維新後子爵家となつてから、後に述べるような御家騒動を惹起して、新聞種となつたからである。

私が、この小藩の歴史に興味を持ったのは、その家土の一人であり、維新後の御家騒動の立役者となつた飯倉進吾の嫡孫に当る飯倉佐一郎氏から、彼の家に伝わる古い文書の多くを披見する機会を与えられ、かつ、彼がその父親から聞いていた多くの事柄を聴取する機会を持ったためである。

佐一郎氏は、その財政上のつごうから、彼の所有する多く

の文書の中に、いくらかの金銭的価値を持つものがあれば、それを処分したいと考えて、私の学友である市岡君の手を通じて私に相談をしてきた。

正直のところ、私は、市岡君からその話を聞いた時、当惑した。同じような相談を、これまでにも何回か受けていたが、いずれの場合も、所有者の過大な期待に反して、彼らの所有する文書は、余りにもあり来りのもので、大した、市場の価値は持ち得ないものであったのだ。

戦国の大動乱や、維新の政局に直接の影響を与えた大藩に伝わる重要文書か、あるいは少くも何らかの特別の重要事件に関する極秘文書ならばとにかく、平凡な小藩の一家臣の家に伝わる記録などは珍しくもなく、誰にとつても大した興味のあるものではない。

しかし、依頼を受けた以上、断る訳にもゆかないので、私は一応、武鑑を繕^{とと}いて、堀家なるものについて調べてみた。

堀氏を名乗る大名は三家あり、いずれも領国は信州、等しく柳間詰^{やなぎまきり}である。柳営秘鑑^{りゅうえいひかん}によれば、柳間詰の大名はすべて外様で、合計七十三家あり、石高は一万石乃至十万石、大部分は五万石以上に属し、無城のもの三十六家、中大名とも言われ、位記は五位である。

堀氏三家の中でも、城持は飯田の堀氏のみであり、須加および矢崎のそれは陣屋に在住したらしい。

これだけ調べてみて私は益々興味を失った。ほとんど史上にその名を現わさない陣屋住いの小諸侯の、一家臣の家に伝わる文書のごとき、高が知れていると思つたからである。

ただ私は、市岡君から、飯倉佐一郎氏が、例の御家騒動の主役である飯倉進吾の嫡孫であると聞いていた。かねて何かでその事件について読み、おぼろげな記憶と多少の好奇心とを保有していたので、文書の閲覧よりも、その事件について何か特別の秘話でも聞けるのではないかという狡い考えから飯倉氏と面会することを承諾した。

飯倉佐一郎氏は、世田谷区の北の端に住んでいた。バスを降りてから、雨上りの泥んこ道を、私ははなはだ不機嫌になりながら歩いた。都内にもまだこんな処があるのかと思うような新開地らしいごちゃごちゃとした汚いところである。

飯倉氏の家は、溝川に沿って並んだ安普請の一つであったが、歯科医の看板がなかったならば、それを探すのに、よほど手間がとれたであろう。

日曜であつたから、患者は一人もいなかったが、診察室のうすら寒い侘しさからみて、平日でもそう繁昌しているとは思われない。

私は、その診察室の隣の六畳に導き入れられた。

佐一郎氏は、私より二つ三つ上の年輩であらう。細君は、若いころはかなり美人であつたに違いない。その貧弱な歯科医院には不似合なほど、品位のある整った顔立ちをしていた。

佐一郎氏とその細君とが、あまりにもいそいそと、私の来訪を悦びもてなしてくるので、私は、いよいよ当惑した。どうせ、彼らの期待するようなことは言つて上げられないのは確実と思われたからである。

だが、ともかく、佐一郎氏が、薄暗い隣の三畳から引きずり出してきた柳行李一杯に詰った文書の点検にとりかかった。

私が、それらのものを一つずつ取り出すにつれ、佐一郎氏はからだを乗り出して、それは、何代の某が、殿さまから頂いたものだとか、何某が江戸で某流の免許皆伝を獲た時の巻物だとか、学者として知られた何代が時の老中松平某の知遇を得ていたので貰った老中直筆の手紙だとか、説明を加える。

私は礼儀上、それを一つずつ折目を開き、巻物をくりひろげて見ていったが、次第に面倒くさくなってきた。

予期したとおり、これはと思うような珍しいものは、何一つないのである。飯倉家の一人である佐一郎氏にとって、どれ程価値があるにせよ、おそらく一般市場に出しても、誰一人それを買入れようとするものはないに違いない。

私は、「矢崎名草」と題された「写本と飯倉覚書」という薄い綴じものと、その他二三のものを、別に置いた。已むを得なければ適当な代価で私がそれを譲り受けることにして、責を果たそうと考えたのである。

しかし、ちらつと視野の外れに写った佐一郎氏の顔が、私の選び出したものの余りに少いのに、いかにものがつかりた様子をみせているので、気の毒になつてきた。

行李の一番下に残っていたかなり分厚い三冊の和綴の書類を、何でもいい、これも譲り受けようと決めて、その一冊をばらばらとめくつてみた。

——それは、私の家で代々書きついできた日記で、つまりないものです。

と、佐一郎氏は、照れたように笑ったが、一見したところ、いかにも、平凡な日常の事件だけを何の修飾も何の意見も加えず箇条書きにしたようなものである。

——いや、こうしたものが、かえって面白いのですよ。

私は、心にもないお世辞を言い、その三冊を他のものと一緒にし、ともかくこれだけお預かりして、読ませて頂きますように言った。

——これで全部ですか。

と、私が尋ねたのは、もちろん、もっと同じようなものを見たかったからではない。

多少とも、あてにしていた例のお家騒動に関する記録が全然見当らなかつたからである。

佐一郎氏は、私の質問の意味を諒解すると、頭に手をあてて苦笑した。

——例の事件については、別の行李一杯位、色々な関係文書が残っていたのですが、御承知のように、事件の結果はあまり香ばしいものではありませんし、私の父が、祖父の死後、大部分を焼き棄ててしまいました。少しばかり残っていたものも、私がたびたびあちこち移り歩いている間に喪くしてしまいました。

と、答えたが、私が明らかに失望の色を示したのを見ると、

——しかし、祖父のあの事件については、父から、色々聞いておりますから、何か御参考になる事をお話できるかも

しれません。

と言う。私は、むろん、即座に、それを聞くことを望んだ。

この話は、仲々、面白かった。

私は、それだけで、半日を費したことの価値があったように思い、現金にも、やや満足した気持で、佐一郎氏の宅を辞去した。

持ち帰った資料を、私は抛り出したままにしておいたが、一週間はどたつて、佐一郎氏から電話で、きわめて遠慮勝ちな催促を受けると、ちよつと恥かしくなつて、二三日中に返事するからと答えておいて、その夜、内心相当うんざりしながら、ひっくりかえしてみた。

だが、結果は、やや意外なものであつた。

例の日記は、私が早計にも判断したように、日常茶飯事の記録ばかりではなかつたのである。

その九〇%までは、公私の平凡な行事、移動、生死、交際等に関するものであつたが、その間に、それらを記述するのとまったく同じ平静な、簡単な文字で、少くも私にとっては愕くべき事実が記されてあつた。

佐一郎氏がそれに言及しなかつたのは、おそらく彼自身、読みづらい細字の、あて字の多い文章のすべてを読了していなかったためだと思われない。

筆者は何代にも亘つて、相継がれているにもかかわらず、その筆致は、時代とともに多少和らくなつてはいるが、いずれも本質的には最初の執筆者とはほとんど同様で、筆者の心

理的解釈や感想を全然加えることなく、呆れるほど無愛想に、事実のみを、列記している。

時には、あまりに簡潔であるために、前後の事情がどうしても理解できない処もあるが、事実のみがもつ異様な迫力が、次第に私にのしかかってきて、私は、暁方まで、夢中でそれを読みつづけた。

私が、多くの職業的意識をもつて、そこに記された事実を補足し、それを基礎として空想をほしのままにし、自己流に解釈しつつ、それを読み終ったことは、否定できない。

しかし、私の空想や、私の解釈に賛成できない人は、それらのすべてを無視して、以下の叙述の中から、そこに記された事実だけを選び出し、自分の好きなように解釈してみられるがよい。

どのような立場から、どのように解釈しようと、私には、それが、まがう方なく封建の時世の本質の一端を、最も明白に物語っているように思われるのである。

そこには何ら驚天動地の事件はない。すべて、小藩の小事件のみである。それだけに、なおのこと、一見、大した波瀾もなかったと見える環境においてさえ、過ぎ去った時代が、どのような性質のものであったかを、ありありと、私に示してくれたのだ。

二

日記といっても、暦日を追って毎日記されたものではない。記述するに足ると思われる事件のあった日だけ、記され

ている。

書き出しは、慶長十九年十月一日で、

——式部少輔様、駿河より御供にて御登り被成、大垣へ参着

とあり、次いで十六日が、

——伏見へ御着、富田屋御一宿被成、惣家中士分被召出、御前に而被仰渡候者、我ら事、此度者是非共に討死可仕と存候、何れも命をくれ候様に被仰、則ち御酒御手つから皆々被下置

とある。主君森式部少輔が、大阪冬の陣に参加した時の状況であることは、いうまでもない。

私は、日記を読みすすむ前に、まず、日記の筆者である飯倉次郎左衛門が、どのような経路で森式部少輔の家臣となつたかを調べたいと思つたが、それは幸いにも、三冊の日記とともに持ち帰つた飯倉覚書なる五枚綴じの書類の中に、簡単に記されてあつた。頭初に、

——小牧之合戦者我等十一歳の天正十二年の事にて御座候得者、承り及候

とあるから、次郎左衛門は天正二年の生れであろう。小牧役當時、彼の父源右衛門は池田勝入斎に仕えていたが、勝入斎の戦死後、池田家を去り、しばらく浪人した後、小西家に仕えた。

関ヶ原役には、次郎左衛門はすでに二十七歳、飯倉家の当主として、合戦に加わつた。

敗戦による主家没落後、約十年に亘つて浪々の生活がつづ

いた。堀家に召し抱えられたのは、式部少輔の先代丹波守安定の時である。いかなる縁故によったものか不明だが、

——丹波守様御代、秀清（次郎左衛門）初而君臣の御契約仕候

と記されている。禄高八十石。

敗者の遺臣として世を忍びながらの貧窮を極めた生活から脱出し得た悦びについては一言も記されていない。おそらく、彼の心底には、多少、無念の思いさえあったのではないかと察しられる。

なぜならば、それより遙か以前に仙台城主伊達政宗から三百石をもって招聘されているにもかかわらず、その時は、自分の家は父祖以来武功の家で、池田家に仕えた時も、小西家に転じた時も六百石である。自分のかつての同僚某が先般細川家に召し抱えられたのも五百石である。自分も少くも五百石でなければ、父祖に対して不面目の至り——と言って断っているのである。

それがわずか八十石で、伊達や細川とは比ぶべくもない小藩に仕官する決意をしたのは、よくよく生活に窮したからであらう。

いずれにしても、飯倉覚書は、堀家と君臣の契約を結んだ時をもって擱筆され、それから数年後、日記が開始されているのだ。

こう考えると次郎左衛門の日記の文体の素気なさは、彼の胸中の不満の発露であるかのように思われるが、事實は必ずしもそうでない。少くも、年の進むにつれて、無味乾燥な記

述の中に、彼が次第にその境遇に慣れ、新しい主君堀丹波守及び、その後をついだ式部少輔に対して、感謝の念を持ち、誠心これに仕えようとしていることが明らかに看取される。そして、その結果が、寛永十五年島原役における事件となるのである。

島原の役が起った時、次郎左衛門は六十四歳の老武者であったが、式部少輔に従って、戦陣に赴いた。

島原役の詳細は周知のところであるから、省略する。事件は、幕軍が原の孤城を包囲したまま年を越した直後に起った。

その正月元旦、包囲軍の主將板倉重昌が、総攻撃をかけて戦死、四日新指揮官松平信綱が有馬表着陣、改めて兵糧攻めの策をとる。

城中の一揆勢は、食糧の欠乏に悩み、糧米や軍需品奪取のため、しばしば城外の幕軍の陣営に夜襲を試みた。

一月二十八日夜、彼らのため、黒田勢の左端に陣していた堀式部少輔の飯屋が焼かれ、その飛火のため黒田家の飯屋まで焼失した。

総帥松平信綱から、式部少輔に対して痛烈な叱責が下されたことは言うまでもない。

——伊豆守様より浅井嘉兵衛をもって、沙汰之限りと被仰候、殿様終夜御起候て御座候

というのが、次郎左衛門の絶筆である。

その後を書きつづけた次郎左衛門の嫡子左治衛門は、父が飯屋焼失の全責任を負って伊豆守に對する上書を残した後自

裁したことを、淡々と記している。

むろん、これは彼の責任ではない。彼が、主の苦境を救おうとして、一身を棄てたことは明白である。

式部少輔は、その遺書を伊豆守に提出する前に、彼の家祿を百五十石に加増し、陣舎警備の責に任ずる軍目付とした。

譜代の家臣ではなく、責を負うべき重職にもなかつた微祿新附の彼が、この挙に出でたのは、この合戦に討死と覚悟を決めていたためであるか、自分を浪人の境涯から救い出してくれた主の恩に報いるためであるか、老先短い己れを犠牲として己れの倅のためを圖つたのであるか、その肚裡を窺い知るべきよすがはない。

この事件自体は、当時の状況にあつては、大して珍しいものではないであらう。

しかし、彼の犠牲によつて、幕府の処罰を免れ得たと思われる式部少輔の処置は、はなはだ奇怪である。

なぜならば、乱後三年の寛永十八年五月十日の条に、

——勳方思召に应ぜず候に付、差控仰付られ、御加増分七
十石被召上

となつてゐるのだ。

どんな不所行があつたものかわからないが、父親が死をもつて贈つた加増を、わずか三年後に召し上げてしまつたのは、いかにも酷である。

勳方思召に应ぜずとか、御勝手取扱之儀、不行届儀有之とかいうのは、処罰の常套文句である。

昨日までは、殊寵たぐいになかつたものでも、突然、この一

語をもつて退けられた例は枚挙にいとまがない。そしてこれに對しては、一言の反駁も許されず、諸々として従うの他はなかつたのだ。

佐治衛門が、このおそらく不当なと思われる処分を甘んじて受け、就々として謹慎したことは、その後の記述に明らかである。

謹慎中の彼の関心は、偏に、その幼児久之助の上に集中した。

——三月十二日、晴、久之助両度水瀉、痘見え初む

——三月十七日、小雨、久之助苦痛、終夜不寝

——三月廿四日、晴、久之助、手足の痘、痛無く、起居勝手也

正保二年三月の日記である。

慶安元年、佐治衛門は差控を免ぜられた。

承応、明暦、万治にかけて、特記すべき事件はない。

寛文元年、式部少輔が六十八歳の高齡で死んだ。

同夜、佐治衛門は、殉死した。

殉死も、江戸初期においては珍しいことではない。

慶長十二年三月、尾張清洲城主松平忠吉が死んだ時、数人の家老が殉死し、その家老の家臣がまた殉死した。松平家ではこれら殉死者一同を、忠吉葬送の日と同じく葬つてその忠死を表彰したのみならず、殉死者の子息たちにはいずれも加増の恩命が下つた。

これは、徳川幕府になつてから、最初の追腹であり、天下に喧伝された。翌々月、越前福井城主徳川秀康の死亡する

や、多くの家臣は、

「わずかに六十日遅れたばかりで、名誉を松平家に奪われ、日本追腹の鑑となり得ざるは遺憾の極みなり」

と嘆息しつつも、これに殉死した。

慶安三年六月、尾州藩主徳川義直が死んだ時には、寺尾土佐守は、君の御馬前で討死する覚悟をそのままに、立腹を切つて後を追つたし、土屋主水は、主君と臨終の苦しみを共にしたいと言つて切腹をしても介錯をさせなかったという。

その翌年四月、將軍家光が死ぬと、大老堀田正盛は即刻、老中部屋に現れて一同に殉死の覚悟を告げた上、帰宅して追腹を切つた。老中阿部重次もこれに倣い、側衆内田正信も同じく殉死した。正盛の母いしの局は大奥に勤めていたが、これも殉死し、阿部重次の家臣四人も主の後を追つた。

こうした殉死の習俗は、泰平の時世に入るとともに急速に衰えた。

しかし、明暦のころまでは、主君の歿後、家臣の一人も殉死しないのでは、外間も如何というので、誰か一人が、いやいやながら説き伏せられて、義理の殉死をした。これを、論腹を切つたと言つて、世人は秘かに嘲笑したものである。

殉死者の倅が増えを受けたことはもちろんである。

さらに時代が降ると、年老いて先の知れている老家臣の中には、子孫の加増を目当に追腹を切るものが現われ、世上これを商腹とさげすんだという。

佐治衛門の殉死が、論腹でないことはたしかだが、真に主君に対する追慕のための追腹か、いわゆる商腹であるかは、

不明である。

いずれにしても追腹を切つたことは事実であるから、式部少輔の後を嗣いだ丹波守広之は、先に召し上げた七十石を久之助に与えた。

結果的にみれば、商腹になった訳である。

保科正之の献言によつて、殉死が厳禁されたのは、この翌年である。商腹とすれば、よい時を選んだといえようが、いやしくも命を棄てるのだ、第三者のいやしい推測をもつて軽々に殉死者の心理をはかることはできない。否、少くも、その後の記述をもつてみれば、商腹の疑いは取り消さねばならぬと思われる。

三

さて、ここまでは、ほぼ飯倉氏の家歴に記されたことをそのままに記してきたのであるが、これから後は、若干の作家的空想によつて補筆せざるを得ない。

なぜならば、記述はいぜん簡単であるのに対して、その内容は次第に奇怪さを加え、事実を記すのみでは、とうていその間の空隙を埋め得ないからである。

前記殉死事件後、三十数年は、大した問題は起っていない。

元禄の頃の堀家当主は丹波守宗昌であり、飯倉氏は久太郎伴之であった。

この久太郎は、前記久之助の長子である。

久太郎は、大いに主君宗昌の寵愛を受けたようであるが、

その寵愛の原因は、彼の美貌にあつたらしい。

このころ、彼の日記には、きわめてしばしば、

——今宵、宿直、

と記されている。

宿直はもちろん、近臣たちが交代に行つたものであるが、それにしては久太郎の宿直は余りに頻繁であり、時には数夜に亘つて連続している。これは明らかに通常の宿直ではなく、主君の閨房に侍つたことを意味するものとみてよいであらう。

元禄は、男色の最も広く普及した時代であり、宗昌が久太郎の美色を愛したとしても何の不思議もない。

そして、男色への没入はけつして女色のそれを妨げるものではないから、宗昌が、本来の女色をも愛したことは当然である。

宗昌の愛妾は、相当の数に上つたようであるが、名前の分つてゐるのは六人、その中、最も深く、寵愛を受けたのは、萩の方といわれる女性であつた。

宗昌が、萩の方と久之助とを同時に寵愛したのであらう一期は、日記から、明白に指摘し得るが、その具体的な内情は、日記中の片言隻句から推量する他はない。

それはしかし、この当時の一般的風潮を頭に思い浮べ、大名なるものの性格を考え合せてみれば、必ずしも困難なことではないのである。

打ちつづく泰平の世に、無為徒食する大名たちにとつては、ただ奢侈と好色以外、その徒然を慰めるものは、何もな

かつたであらう。

奢侈には資金を必要とするが、好色は、それが、自己の権力内の女性たちに限られるかぎり、それほど大した出費を必要としない。

ありがたき殿の思召——を伝達すればたりるのである。

小藩、資力乏しい堀宗昌が、彼の持て余す閑暇を、この比較的廉価な手段によつてつぶそうとしたのは賢明だと言つてよい。

しかし、同時に、そして当然にも、それはその道の持つ単調さを破るために、はなはだしく歪曲されていつたのであらうことも推測される。

本来不自然な男色なるものが、あれほど一世を風靡したのも、まったく窮めつくした果ての女色の単調さを破るためであつたのだ。

久太郎の翠したるとき前髪と爽かに思づく白肌とを愛した宗昌は、その当座、ほとんど連夜これを枕頭に侍らして、新しい経験に感溺した。

——御羽織拝領

——御小袖拝領

——御下着拝領

宿直の文字の重なるにつれて、現われてくるこれらの拝領ものの数多いことは、宗昌の感溺ぶりを如実に物語つてゐる。

通常、こうした品の下賜は、特別な場合に限られ、拝領した家臣は、感激措くところを知らず、拝領品を床の間に飾

り、親戚一統を呼びあつめて祝賀の杯を挙げる。

— そのような拝領品を謹んで身につけることがありますが、絶対にはありません。それを身につけている間は、自分のからだの、自分のものでなく、もったいないことながら、殿さまのおからだの一部になったような気がして、身体中緊張しつけておりますので、後になると肩や腰の骨々が痛んだものでございます。

明治十一年刊行の「宿世之夢」に、こうした旧幕時代の一老人の思い出が載っているが、幕末でさえ然りとすれば、幕府初期においてはなおさらのことであつたろう。

宗昌の久太郎に対する下賜品は、しかし次第に、その内容を変えていった。

— 水鹿子みづかこの下召しもめ拝領

— 白綿子しろわたこに墨形の肌着はだかぎ拝領

— 加賀絹の二布ふた拝領

これはいささか奇怪である。水鹿子も墨形の肌着も、ましてや絹の二布でも、すべて女性の用いるものであり、いかに考へても宗昌の身につけたものではない。

とすれば、これらはいずれも、萩の方の使用していたものであろう。

宗昌が自分の寵愛していた萩の方の肌に直接つけていたものを久太郎に与えたことは、いったい何を意味するものか。

考へ得られる唯一の事態は、宗昌が、萩の方と久太郎とを、同時に彼の閨房に侍せしめたのではないかということである。

ある。

これは、男色女色並行時代において、必ずしも絶無のことではなかった。

將軍綱吉が、愛妾お伝の方と愛童柳沢主税なぐさ（後の吉保）とを、己れの左右に打ち臥せさせたことは周知知られているし、加賀騒動の主役である大槻伝蔵は、主君前田吉徳に命ぜられて、その愛妾お貞の方と、吉徳の面前で交りを結んだともいわれている。

また、松山藩主蒲生忠知は、常にその寢所で、酒をたしなみながら、寵愛の側室と嬖童べいどうとに命じ、上から下まで衣類を全部交換せしめて、相互の羞恥の状をみて、楽しんだと伝えられている。

ひととおりのことでは何の刺激も感じなくなっている主君たちの歪曲ゆがみされた嗜欲しよくを満足させるために、これらの若い男女は、まったく人権を無視された人形として使用されたのだ。そして、多分、そのことを、主君の並々ならぬ恩寵として無限の喜びをさへ感じていたのであろう。

宗昌と萩の方と久太郎との間が、これらのどれに相当したものであるかは、日記だけでは到底分らないが、拝領物の内容から考へてみれば、そのすべてを含んでいたと見ても差し支えないように思われる。

ともあれ、ここまでは、当時の世態からみて、必ずしも推量に困難ではないのであるが、元禄十三年十一月七日の項には、愕くべき次の一行が、書き加えられているのである。

——殿御思召により羅切

羅切は、割勢または、らぎりとも言う。文字どおり末羅を切斷することであり、男子としての機能を奪う施術を行うことである。

異常なまでの愛情を注いでいたと思われる宗昌が、突如として、この残酷な「思召し」を伝えたのははたして、どんな理由からであらうか。

久太郎が、秘かに宗昌の知らぬ、女人と交ったことが発見されて、宮刑を施されたとも考えられる。

あるいは、久太郎が女人と交渉を持つてあらうことを嫉妬した宗昌が、それを絶対に不可能ならしめるためにとった手段だとも考えられよう。

しかし、久太郎がすでに、宗昌自身の命によつて萩の方と通じていたとすれば、ひとたびそれを認めながら、大名らしい移り気から、急にそれを後悔し、見当外れの報復としてこれを命じたのだとも考えられぬことはない。

いずれにしても、久太郎が、この無茶な命令を唯々諸々として承ったことはたしかだ。

——秀岳院様御祥月に付、殿様御参詣

——本日、御謡初

——須賀の大原弥三来訪

などという日常事件の記載と並んで、それはいかにも事なげに淡々と記されている。男子としての存在の意義を八分どおり喪失させてしまうようなこの事件を、久太郎は、はたしてそれほど平静に受け入れることができたのであろうか。

中国においては、時に自ら進んでこの刑を受けた自宮宦官というものがあるのではないかと反駁することは容易である。

しかし、かの国の宦官には、まったく別種の目的があつたのだ。彼らは、その刑を受容することによつて後宮に自由に出入する権限を獲得し、後宮を土台として政治的権力をその手中に握つたのだ。

中国王室興廢の原因は、おおむね、王室の外戚と宦官との勢力争いと、その権勢の交代の中にあると言つてよいほどである。

このような事情の下においてならば、あるいは、現世の最大の喜びを、男女の道よりも権力の掌握に認める若干の人々は、甘んじて宮刑を受けたであらう。

だが、久太郎の場合はまったく異なる。

彼は、その刑を受けることによつて何ものも獲得することはない。廢殘無能の半男子と化し、主君の玩弄物以外の何ものでもなくなるだけである。

ほんのわずかでも、主に對する怨恨か、あるいは己れ自身に對する絶望でも示す文字がないものかと、私は随分注意してその前後を一語一語調べてみたが、その片鱗さえ発見し得なかつた。

依然として、

——宿直、拝領

の文字が、続いているのみである。そして、ついには、御汚物拝領という文字さえ現われてくる。御汚物とは何のことか不明だ。強いて推察しようとすれば、ただ嘔吐感と嫌惡感